

## 第35回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和4年1月14日(金) 午後 1時30分  
2. 開会の場所 鶴田町役場 301~303委員会室  
3. 閉会の年月日 令和4年1月14日(金) 午後 1時56分

### 4. 出席委員(15人)の番号及び氏名

1番 佐藤正悟	2番 花田一二三	3番 貴田徳正	4番 太田豪
5番 高橋洋美	6番 長内悟	7番 棟方廣光	8番 瀬戸弘之
9番 澄谷和仁	10番 田村昭弘	11番 澄谷秀明	12番 工藤一秋
13番 瓜田良一	14番 成田悦夫	15番 秋庭礼子	16番 川村博行
17番 下山勝源	18番 成田春光		

### 5. 欠席委員(2人)

2番 花田一二三  
11番 澄谷秀明

### 6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名  
第2 参与及び書記の任命  
第3 議案第154号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
議案第155号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について  
議案第156号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
議案第157号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
議案第158号 引き続き農業経営を行っている等の証明について  
議案第159号 鶴田町農地移動適正化あっせん基準及び鶴田町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について  
報告第90号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第91号 使用貸借合意解約書の受理について  
報告第92号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第93号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願の受理について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤一人	事務局次長 下山敏	総括主幹 斎藤千帆	主事 蒔苗一輝
-----------	-----------	-----------	---------

### 8. 会議の概要

開会 午後1時30分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これより、第35回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。  
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、3番貴田徳正委員と、4番太田豪委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には斎藤総括主幹、莢苗主事を任命します。  
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。  
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

	【なし】
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。</p> <p>それでは議案の審議に入りますが、議案第154号から議案第159号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。</p>
	【なし】
議長	<p>異議がないので、そのようにさせていただきます。</p> <p>まず、最初に議案第154号の審議に入ります。議案第154号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。</p> <p>4番太田委員。</p>
太田委員	<p>はい、4番太田です。それでは、報告いたします。</p> <p>去る1月6日、貴田徳正委員、事務局と現地調査を行いました。</p> <p>本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が19件です。</p> <p>いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、議案第154号について、事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第154号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。</p> <p>農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。</p> <p>本案件は19件です。No.1からNo.19について説明いたします。令和3年12月16日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が4件、普通売買が9件、贈与が6件です。</p> <p>農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	<p>ないので質疑、討論を終わります。</p> <p>次に議案155号について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第155号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。</p> <p>本案件は6件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	<p>ないので、質疑、討論を打ち切ります。</p> <p>次に、議案第156号について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第156号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったの</p>

	で、決定を求める。
	本案件は10件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	契約期間及び賃借料については記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第157号について、事務局より説明願います。
事務局	議案第157号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間は記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第158号について事務局より説明願います。
事務局	議案第158号引き続き農業経営を行っている等の証明について 租税特別措置法第70条の4第1項並びに地方税附則第12条第1項の規定の適用農地等に係る農業経営を次の期間引き続き行っていることを証明するため、審議を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、認証時と事情が異なる場合を除き、追加し認証するものとする。 証明願いがあった3件については、申請時に事務局で事情を聞き、適正に耕作されていると考えます。 以上です。
議長	ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第159号について事務局より説明願います。
事務局	議案第159号鶴田町農地移動適正化あっせん基準及び鶴田町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について。 農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知）に基づき、鶴田町農地移動適正化あっせん基準及び鶴田町農地移動適正化あっせん基準細則を別紙のとおり一部改正したいので付議する。
	【議案第159号について説明】
	以上です。

議長	ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第154号から議案第159号について、原案どおり決するに賛成の委員の举手を求めます。
	【全員挙手】
議長	賛成総員ですので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第90号について事務局より説明願います。
事務局	報告第90号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。 No.1からNo.7について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質疑、討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、報告第91号について事務局より説明願います。
事務局	報告第91号使用貸借合意解約書の受理について このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。 No.1、No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質疑、討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、報告第92号について事務局より説明願います。
事務局	報告第92号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 No.1からNo.7については、相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質疑、討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に報告第93号について事務局より説明願います。
事務局	報告第93号農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願の受理について

農地法第3条第1項の規定に基づく下記の許可処分の取消を、当事者双方の願いにより受理したので別紙のとおり報告する。  
No.1について、双方合意により許可処分の取消願がありました。  
当初の許可、取消理由は記載のとおりです。  
以上です。

議長　　ただいまの報告について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
暫時休憩します。(午後1時47分)

再会します。(午後1時55分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第35回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時56分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月14日

議長

委員

委員